

奈良県告示第三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し公金事務を委託した。

令和七年四月二十二日

奈良県知事 山下 真

一 指定公金事務取扱者の名称

弁護士法人エジソン法律事務所

二 指定公金事務取扱者の所在地

東京都千代田区神田錦町一丁目八番一―号 錦町ビルディング八階

三 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年一月二十九日

四 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和七年三月二十六日

五 委託した公金事務に係る歳入

奈良県病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十八年三月奈良県条例第七十四号）による廃止前の奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例（昭和四十七年三月奈良県条例第二十八号）第二条及び別表に規定する使用料及び手数料に係る未収金

六 公金事務を行う期間

令和七年三月二十六日から同月三十一日まで